

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

豊中市介護の未来創造支援事業 助成金

募集案内



<本助成金の目的>

介護事業所における人材不足が深刻化しています。

少子高齢化社会は今後さらに進展し介護需要の一層の高まりが見込まれる中、今後も安定した介護サービス提供体制を維持していくためには、持続的かつ継続的な人材確保の取組みが不可欠であり、そのためには行政だけではなく、経験とノウハウを有するとともに当事者である介護保険事業者による自主的な取組みが必要です。

そこで本市では令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）に、豊中市域において介護保険事業の就労に結び付く人材確保や定着支援に資する事業等を行う法人格を有する団体に対し、介護人材の確保に資する取組みを募り、必要な事業費を助成します。

<申込～交付・事業報告までの流れ>

募集説明会	令和6年(2024年)6月5日(水) 10時～ 豊中市立生活情報センターくらしかん 3階体験学習室 ※参加必須。不参加の場合、申込みできません。
申込募集期間	令和6年(2024年)6月5日(水)～令和6年(2024年)6月28日(金)
第一次審査(書類審査)	令和6年(2024年)7月12日(金)
第二次審査(プレゼンテーション)	令和6年(2024年)7月30日(火)午後 豊中市役所第二庁舎3階会議室
交付・不交付の決定および通知	令和6年(2024年)8月中旬
事業実施期間	初年度：交付決定日から令和7年(2025年)3月末日まで 令和7年度(2025年度)、令和8年度(2026年度)： 4月1日から当該年度末まで
実績報告書(見込み)・次年度計画書等提出	事業実施年度の1月末まで
実績報告提出	事業実施の年度末から30日以内
助成金精算	事業実施翌年度5月20日まで

助成の要件

1. 助成対象者

次の（１）～（８）をすべて満たしている団体が対象となります。

- （１） 20以上の法人が実施体制に参画している団体であること。
- （２） 市内で介護事業者を営む事業者が実施体制に参画している団体であること。
- （３） 市内で事務所を有する団体であること。
- （４） 実施体制に参画する者も含め団体を構成する全員が法人格を有すること。
- （５） 行政が事務局に参加していない団体であること。
- （６） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に想定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体ではないこと。
- （７） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- （８） 「豊中市出資法人等見直し指針」に規定する市の出資法人等ではないこと。

2. 助成対象事業

次の（１）～（10）をすべて満たしていることが必要です。ただし、国、大阪府、本市などが実施する他の制度による助成を受けている、又は受ける予定の事業を除く。

- （１） 介護人材の定着支援に資する育成事業であること。
- （２） 介護人材確保に資する事業であること。
- （３） 介護事業の魅力発信に資する交流、広報活動であること。
- （４） 外国人介護人材の受入促進に資する事業であること。
- （５） 資格取得・就職支援に資する事業であること。
- （６） 助成対象団体が本市内において自ら実施する事業であること。
- （７） 関係法令に適合すること。
- （８） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする行為をしない事業等であること。
- （９） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とした行為をしない事業等であること。
- （10） 公職選挙法に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした行為をしない事業等であること。

3. 助成限度額

(1) 毎年度の交付限度額は以下のとおりです。

<table border="1"> <tr> <th>交付限度額</th> </tr> <tr> <td>1億円</td> </tr> </table>	交付限度額	1億円	×	<table border="1"> <tr> <th>実施事業構成員数</th> <th>係数①</th> </tr> <tr> <td>100以上</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>50以上100未満</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>20以上50未満</td> <td>0.5</td> </tr> </table>	実施事業構成員数	係数①	100以上	1	50以上100未満	0.7	20以上50未満	0.5	×	<table border="1"> <tr> <th>事業資本金</th> <th>係数②</th> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>500万円以上1,000万円未満</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>500万円未満</td> <td>0.8</td> </tr> </table>	事業資本金	係数②	1,000万円以上	1	500万円以上1,000万円未満	0.9	500万円未満	0.8
	交付限度額																					
	1億円																					
実施事業構成員数	係数①																					
100以上	1																					
50以上100未満	0.7																					
20以上50未満	0.5																					
事業資本金	係数②																					
1,000万円以上	1																					
500万円以上1,000万円未満	0.9																					
500万円未満	0.8																					

(2) 交付決定額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。

(3) 交付決定額は、交付申請額から内容を精査し減額することがあります。

4. 助成対象経費

(1) 交付決定日から令和9年(2027年)3月31日までの間に事業を実施するために要した経費が対象です。

(2) 対象事業に関わるものに限ります。そのうち、間接経費※については5%を超えない範囲が対象です。

(3) 販売を目的とする物品の仕入れ、固定資産の取得、会食に係る経費にかかる経費は対象外です。

(4) 豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付申込事業予算書(様式第3号)に記載の上、審査を受けたもの以外は対象外です。

※間接経費とは

事業実施団体の管理、運営のために必要な事務局経費(人件費、賃借料、通信運搬費など)です。助成対象総事業費(事業実施に係る経費と間接経費の合計)に占める間接経費の割合は5%を上限とします。

助成対象経費	内容
委託料	研修実施や警備、会場設営、ごみ処理などの業務委託費
人件費	スタッフアルバイト料など、事業実施に直接必要な賃金
謝礼金	外部から招く講師・専門的立場の方・出演者への謝礼など
旅費交通費	出演者等への旅費や滞在費、コインパーキング等駐車場代、高速料金など
消耗品費	材料費、事務用品、コピー代など
印刷製本費	チラシ・ポスター、冊子の印刷など
手数料	銀行への振込手数料、ホームページのバナー広告など
通信運搬費	郵送料、切手代、携帯電話料金、運搬経費など
保険料	事業等実施にかかる保険料など
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料(会場使用料、機器等レンタル料など)
その他の経費	その他事業等実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの

申込方法

1. 申込みに必要な書類

以下の1から6の書類の提出が必要です。

1	豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付申込書	様式第1号
2	豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付申込事業計画書	様式第2号
3	豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付申込事業予算書	様式第3号
4	実施体制を構成する団体の役員名簿	様式なし
5	実施体制を構成する団体の定款、会則その他これに類するもの	
6	その他市長が必要と認める書類 ・提案団体の運営管理体制 ・企画提案の事業実施体制 ・提案事業のスケジュール・進捗管理、事業の効果測定手法 ・助成金の出納管理体制	

2. 申込み方法

- (1) 申込期限は令和6年(2024年)6月28日(金)午後5時まで(郵送等の場合も必着)
- (2) 市あてに持参(土日及び時間外は受け付けない。)又は送付(郵送、宅配便等)による。持参により提出する以外の場合にあっては、市に対し、提出書類の到達について確認すること。
- (3) 提出書類に不備等が発見された場合は補正を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成及び提出等に係る費用は、申込団体の負担とする。

3. 提出書類の種類及び作成要領

- (1) 上表のとおりとし、①豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付申込書(様式第1号)以外は、すべて10部とする。
- (2) 提出書類の規格は、A4版方とじ・横がき・片面とする。
- (3) 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。

<申し込み先・お問い合わせ先>

〒561-8501

大阪府豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所第二庁舎3階

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 計画推進係

電話：06-6858-2837

審査と交付

1. 審査方法

- (1) 審査は豊中市介護保険事業運営委員会に設置された豊中市介護人材対策部会が行い、助成金交付団体として1団体を選定します。
- (2) 第一次審査は書類審査、第二次審査はプレゼンテーションにより行います。
※第一次審査は3団体以上の申込みがあった場合のみ実施し、第二次審査へ進む2団体を選定します。

<プレゼンテーション>

日時：令和6年（2024年）7月30日（火） 午後

場所：豊中市役所第二庁舎3階大会議室（中桜塚3-1-1）

※時間・実施方法は、応募書類受付確認後、または、第一次審査終了後に通知する。

- (3) 以下の4つの項目について審査し、合計得点が一番高い団体を助成対象として選定します。

項目	配点	内容
公益性	10点	本制度の目的に合致するとともに、実施団体とその関係者だけでなく、多くの人たちが利益を享受できる事業であるかを審査する項目です。
実現可能性	40点	その事業を目的どおりに実施することができるか、その事業を実施することで目的を達成できるかを審査する項目です。
自立発展性	40点	本助成事業終了後も、自立して継続的かつ発展しながら事業を実施していただく必要があります。このような自立と発展に向けて計画や展望があるかを審査する項目です。
地域貢献性	10点	事業を実施することで、広く地域社会の活性化につなげることができるかを審査する項目です。

※合計得点が50点未満の場合は、助成対象として選定しません。

2. 審査結果と通知

- (1) 審査により助成金の交付、不交付を決定し、申込団体に以下の文書でお知らせします。併せて交付金額もお知らせします。

1	豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付決定通知書	様式第4号
2	豊中市介護の未来創造支援事業助成金不交付決定通知書	様式第5号

- (2) 交付決定通知を受けた団体は、その内容（交付決定額や交付条件など）に不服がある場合は、交付決定通知を受けた日から30日以内に、以下の書類を提出することで、申込みの取下げを行うことができます。また、その他の理由による場合は、あらかじめ市に相談した上で、以下の書類を提出することで申込みの取下げを行うことができます。

1	豊中市介護の未来創造支援事業助成金取下げ申込書	様式第6号
---	-------------------------	-------

- (3) 申込みの取下げを受理した際は、以下の文書でお知らせします。

1	豊中市介護の未来創造支援事業助成金取下げ受理通知書	様式第7号
---	---------------------------	-------

事業の実施

1. 事業計画の変更

- (1) やむをえず、事業の計画等を変更する必要がある場合は、あらかじめ市に必ずご相談ください。
- (2) 市が変更を認める場合は、以下の書類を提出してください。変更の内容により、その他の書類を提出していただく場合があります。

1	豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付決定事業変更申込書	様式第8号
---	------------------------------	-------

- (3) 事業計画等の変更を受理した際は、以下の文書でお知らせします。

1	豊中市介護の未来創造支援事業助成金事業変更決定通知書	様式第9号
---	----------------------------	-------

2. 助成金の取消し

- (1) 次の①～⑥のいずれかに該当した場合、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、団体に返還を求めます。
- ①助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき
 - ②助成金の交付の決定内容、その他豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付要綱に基づく市の指示に違反したとき
 - ③助成金の全部又は一部を使用しなかったとき
 - ④交付決定事業において偽りその他不正な行為があったと認められたとき
 - ⑤実績報告の結果、社会通念上、交付の決定及び決定額が適当でない判断したとき
 - ⑥その他特別の必要が生じたとき
- (2) 助成金の取消しは、以下の文書でお知らせします。

1	豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付決定取消通知書	様式第10号
---	----------------------------	--------

3. 助成金の交付請求

- (1) 助成金は、初年度は助成決定額を限度とし、2年目以降は交付決定額の2分の1に相当する額を限度とし、半期毎に交付します。
- (2) 助成金の交付を受ける場合は、以下の書類を提出してください。

1	豊中市介護の未来創造支援事業助成金概算払請求書	様式第11号
---	-------------------------	--------

実績報告

1. 事業計画

(1) 2年目と3年目は、前年度の1月末までに以下の書類を提出してください。ただし3と4については前年度から変更がある場合に限りです。

1	豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付申込事業計画書	様式第2号
2	豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付申込事業予算書	様式第3号
3	実施体制を構成する団体の役員名簿	様式なし
4	実施体制を構成する団体の定款、会則その他これに類するもの	
5	その他市長が必要と認める書類	

(2) 上記とあわせて、以下の書類を年度末見込みで作成し、前年度の1月末までに提出してください。

1	豊中市介護の未来創造支援事業助成金事業実績報告書	様式第12号
2	豊中市介護の未来創造支援事業助成金事業決算書	様式第13号
3	その他市長が必要と認める書類	様式なし

2. 事業の実績報告

(1) 事業を実施した各年度末から30日以内に実績報告のため、以下の書類を提出してください。

1	豊中市介護の未来創造支援事業助成金事業実績報告書	様式第12号
2	豊中市介護の未来創造支援事業助成金事業決算書	様式第13号
3	豊中市介護の未来創造支援事業助成金事業出納簿	様式第14号
4	その他市長が必要と認める書類（交付決定事業にかかわる収入、支出に関する帳簿や領収書、レシート等）	様式なし

(2) 市は上記に基づき助成対象経費等について精査し、確定した助成額を以下の文書でお知らせします。

1	豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付額確定通知書	様式第15号
---	---------------------------	--------

(3) 交付した助成金に余剰がある場合は(2)の通知に基づき、助成金の返還を依頼します。

(4) 市は助成事業の結果について、市ホームページで掲載を行います。

3. その他

(1) 交付決定団体は、交付決定事業にかかわる収入、支出に関する帳簿や領収書、レシート等を助成対象期間の各年度の翌年度以降10年間保存してください。

(2) 市は助成事業の実施状況を確認するため、必要に応じて検査、点検を行います。